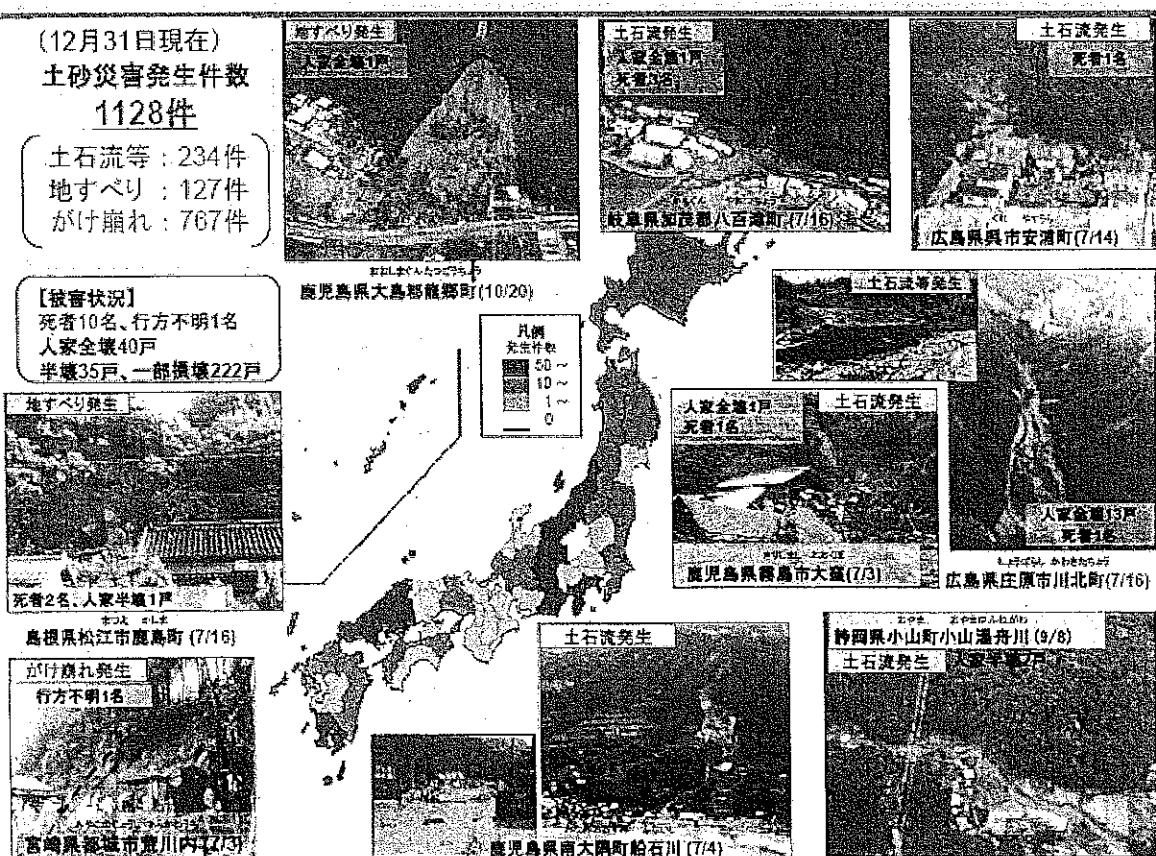


# 土砂災害を防止するために

## 島根県土木部砂防課

平成22年 全国の土砂災害発生件数

国土交通省



# 全国2番目の危険箇所をもつ島根県

## 現状

島根県の土砂災害危険箇所(全国上位5県及び中国5県)

順位	県名	土石流 危険渓流	地すべり 危険箇所	急傾斜地 崩壊危険箇所	合計 ※1	左記のうち要対 策箇所※2	箇所数整備率 (%) ※3	要対策箇所以外 の危険箇所
1	広島	9,964	80	21,943	31,987	10,550	28	21,437
2	島根	8,120	264	13,912	22,296	5,889	17	16,407
3	山口	7,532	285	14,431	22,248	6,221	21	16,027
4	兵庫	6,912	286	13,550	20,748	9,280	17	11,468
5	大分	5,125	222	14,293	19,640	6,719	22	12,921
20	岡山	6,441	198	5,360	11,999	5,199	17	6,800
36	鳥取	2,593	94	3,481	6,168	3,072	19	3,096
全 国		183,863	11,288	330,156	525,307	193,574	20	331,733

※1 保全対象家屋が1戸以上の土砂災害危険箇所(平成14年度公表値)

※2 保全対象家屋が5戸以上または5戸未満であっても公共施設がある土砂災害危険箇所

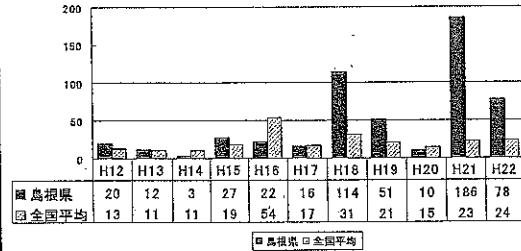
※3 平成18年度末の箇所数整備率(要対策箇所のうち概成している箇所の割合)

## 近年の土砂災害

島根県の主な土砂災害発生状況

発 生 年	昭和58年 7月豪雨	昭和63年 7月豪雨	平成18年 7月豪雨	平成19年 8月豪雨	平成20年 通 年	平成21年 通 年	平成22年 通 年
箇 所 数	1,067	118	114	42	7	186	79
人の被害 (人)	死 者	87	1	2	0	0	2
	行方不明	0	3	0	0	0	0
	負 傷 者	85	12	3	0	0	1
	合 計	172	16	5	0	0	3
住 宅 被 害 (戸)	1,448	124	46	21	4	14	1

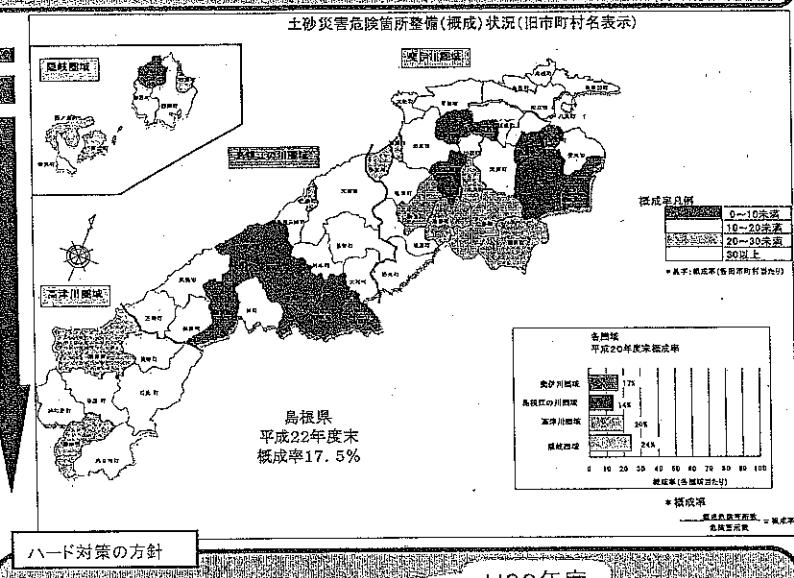
土砂災害発生件数



## ハード対策

### 現状

土砂災害危険箇所(人家1戸以上) 約22,000箇所(全国第2位)  
そのうち人家5戸以上の要対策箇所 約6,000箇所  
(うち整備済み1,034箇所) 整備率17.5%(H22末現在)



### ハード対策の方針

災害時要接護者施設対策

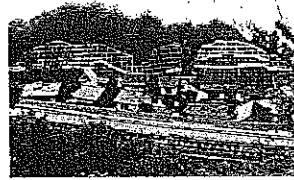
H22年度  
約14億円

防災視点 避難場所・避難路の保全

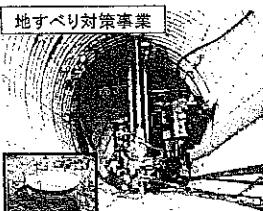
### 砂防事業



### 急傾斜地崩壊対策事業



### 地すべり対策事業



# ソフト対策

## 土砂災害警戒情報等の提供

H18年6月1日運用開始(全国3番目) H18年6月1日運用開始(全国初)

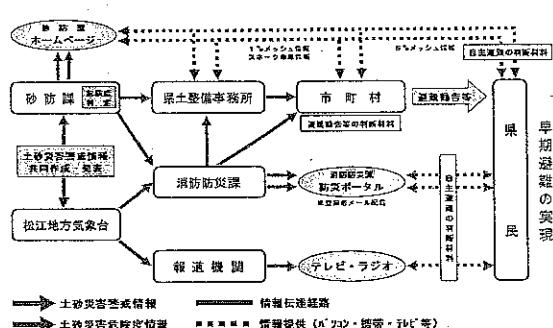
**鳥取県土砂災害警戒情報 第1号**

**土砂災害危険度情報**

(5kmマッシュ情報の提供)

**防災学習会の開催**

### 土砂災害警戒情報・危険度情報の発表・伝達



### 土砂災害警戒区域等の指定

**土砂災害警戒区域**  
市町村による警戒避難体制の整備を義務付け

早期避難の実現

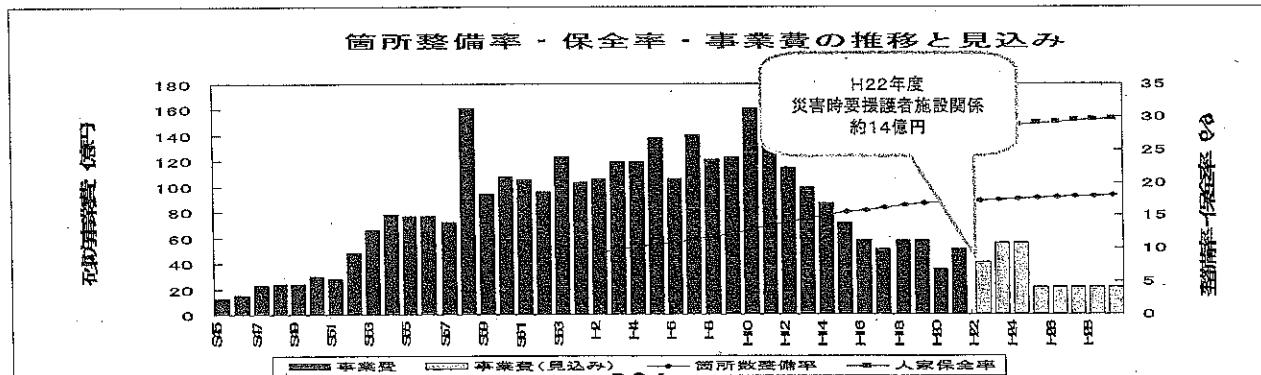
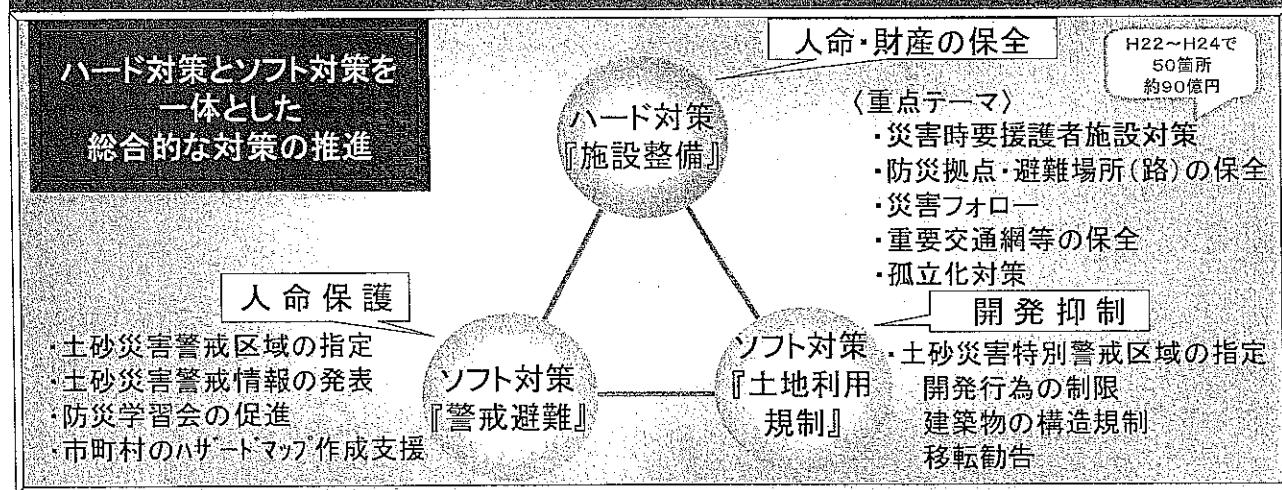
エレベーター等による避難

門扉等による封鎖

建物の撤去

建物の移動

## 砂防事業の基本方針



## 都道府県別 要援護者関連施設

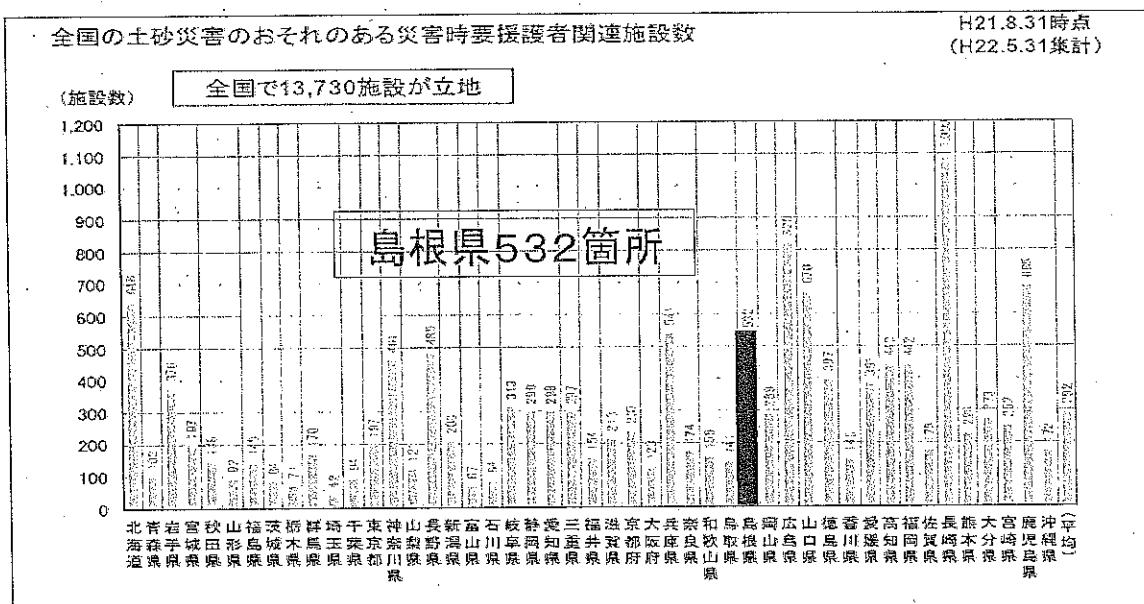
全国調査結果

	全国	島根県
土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数	12,730	532
砂防関係施設が整備されている施設数	3,593	152
土砂対策整備区域に指定されている施設数	4,165	486

施設整備率：26%（28%）、区域指定率：30%（52%）（）は島根県

## 追いつかない対策工事

ハード対策：島根県内では7割以上が未対策



## 災害時要援護者関連施設を守る土砂災害対策について

平成21年7月の梅雨前線豪雨により、山口県の老人ホームで7名の犠牲者を伴う土石流災害が発生した。

島根県は、山口県と同じ地質状況であり、また老人人口割合全国1位の本県において、このような災害を繰り返さないため、老人ホームなどの24時間滞在型災害時要援護者関連施設(以下「重要施設」)の対策を、現在進めている土砂災害対策の一環として、重点的・集中的に取り組む。

### ○ハード対策の状況

区分	危険箇所数(重複有り)		(参考) 左表内施設数
	土石流(渓流)	がけ崩れ(地区)	
要援護者施設が立地する危険箇所数(A)	263	284	521 (全施設)
(A)のうち、重要施設が立地する危険箇所数(B)	82	93	152 (重要施設)
(B)のうち、対策が必要な危険箇所数(施工中含)	46	45	85 (重要施設)



平成21年7月山口県防府市被災状況



同災害において整備済の箇所  
(下流に被害なし)

### ○今後の対応方針

災害時要援護者関連施設（重要施設）を守る  
土砂災害対策（H22～24）

豪雨時の速やかな避難が困難な災害時要援護者  
者関連施設（24時間滞在型の重要施設を対象）を保全する土砂災害対策について、特に大  
きな被害が想定されるものを、平成22年度から3ヶ年計画で重点的に実施する。

砂防事業：破壊力が大きい土石流被害の恐れ  
のある46渓流の対策として37箇所に対して実施。  
急傾斜事業：45地区的うち、がけからの距離  
や施設構造等を考慮し対策の急がれる13箇所  
に対して、事業を優先的に実施する。

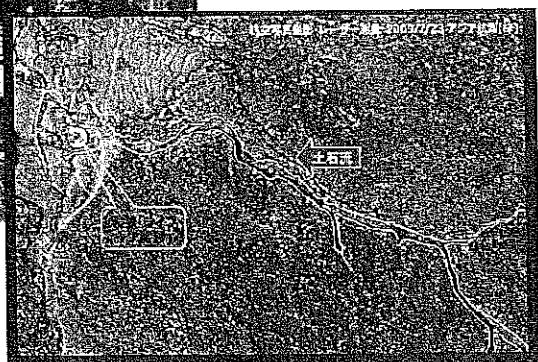
### ○効果

重要施設50施設（入居者2,960人）と被害想  
定区域内の人家520戸が保全される。

平成21年7月中国九州北部豪雨



24時間雨量275mmの豪雨で  
各地に土砂崩れが発生



特別養護老人「ホーム・ライフケア高砂」1階食堂で食事していた45名の入居者のうち7名が突然流入してきた土石流に巻き込まれて死亡

## 早めに 2階に避難していたら

1階が危険だと知っていたら、情報が行き渡っていたら



施設背後の溪流から土石流が1階に！

施設の裏は土砂災害警戒区域に指定されていました

## 課題と対応 山口県防府市の豪雨災害から

- 危険な箇所であると知らず？立地されていた  
➡ ハザードマップ作成、情報提供等の啓発

- 災害関連情報が、有効に活用されなかつた  
➡ 情報の伝達体制の確立

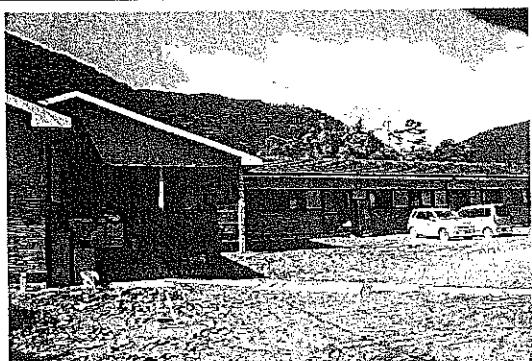
## 課題と対応 山口県防府市の豪雨災害から

- 法令に義務づけられている非常災害に対する  
計画を作成していなかつた  
➡ 施設管理者への要請

- 避難勧告発令が、被災から5時間以上経過  
➡ 連絡体制(市町村の取組強化)

知らせる努力・知る努力

平成22年10月奄美豪雨



## 渦流 天井まで20分

奄美豪雨

「助け必ず」無念

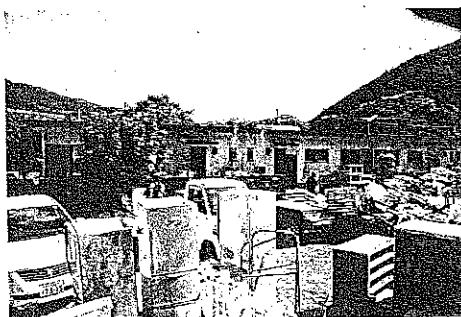
2人水死の施設会見



24時間雨量708mmの豪雨

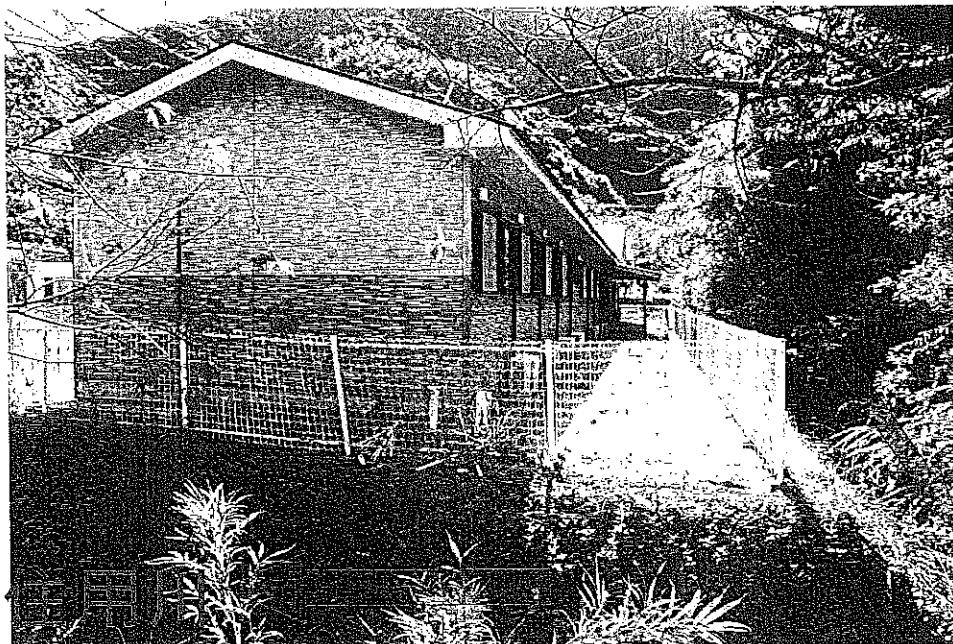
グループホームわだつみ苑 豪雨により浸水被災

H22年10月奄美豪雨



# 小さな溪流、支川まさか！

屋根に登れた方、自動販売機によじ登った人だけが助かった



行政から逃げろと言われるまで 待ちますか？

## まとめ　社会福祉施設等の管理者の皆様へ

### ①施設に対する立地状況等の「周知」

危険な場所の理解 前ぶれなど 全員が知っておくことが大事

### ②「警戒避難体制」の確立と確認

防災管理者(防火管理者)、施設長(理事長)をトップとした体制・避難手引き書・指針はありますか  
「早めの判断、明るいうちの避難」

「何時、何処へ、どうやって」「自分の命は自ら守る」「普段からの備え」

### ③情報の収集と「市町村・地域との協働」で対応

防災情報、被害状況、周辺情報、自主防災組織、備蓄など普段からの協力体制

ラジオ、防災情報の入手 地域と連携した避難訓練 複数の情報アンテナ 自ら情報を集める  
市町村は防災の責任者であり、施設に適切な誘導と支援

### ④土砂災害警戒区域・危険箇所への「立地抑制」

災害時に、移動が困難な方を危険地に置かないためにどうすればよいか

立地場所は土砂災害警戒区域・危険箇所を避けてリスクの少ない場所での施設運営

市町村・福祉部局の責務として適切な開発を誘導

入所者・従業員の安全確保のために出来ることは？

老人ホームなど、災害時に支援が必要な方が利用される施設を開所される方へ

## 土砂災害警戒区域への立地は大変危険です。

「立地計画は、土砂災害のおそれのない安全な土地へ」>>

土砂災害は、発生すると生命、財産に甚大な被害を与える恐ろしい災害です。

平成21年7月21日、山口県防府市で発生した土石流が特別養護老人ホームを直撃し、入所者7名の方が犠牲になった土砂災害は、社会的にも大きな影響を及ぼしました。

土石流による特別養護老人ホームの被災  
[H21.7.21 山口県防府市]

島根県の状況

県内には、土砂災害のおそれのある所が約3万箇所存在しています。

既に、土砂災害のおそれのある土地に福祉施設等が建設されています。

県では、既に建設されている施設の管理者の方へ土砂災害に対する警戒避難に関するチラシを配布し注意喚起を行っています。

島根県ホームページ 「マップ onしまね」

土砂災害のおそれのある土地についてのお問い合わせは、最寄りの市町村役場又は県土整備事務所で受け付けております。

また、島根県では、土砂災害のおそれのある土地を、県のホームページ「マップ onしまね」で公開していますのであわせてご利用下さい。

ホームページ

<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/>

### ● 土砂災害対策について

お近くの県土整備事務所 または 島根県土木部砂防課 ☎ 690-8501 島根県松江市殿町8番地

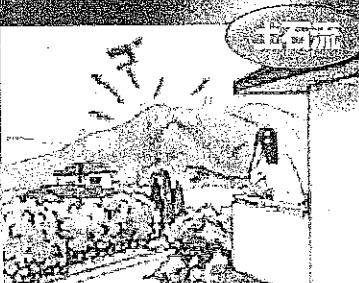
TEL 0852-22-6261 FAX 0852-22-5788

こんな現象を見たら…聞いたら…

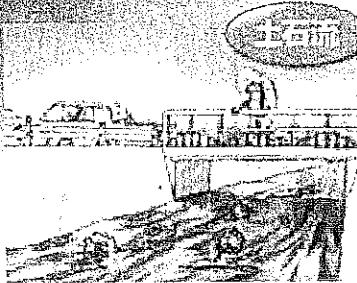
# 土砂災害の危険が迫っています!

土砂災害は発生する前に「前兆現象」、「前ぶれ」がある場合があります。危険な箇所には日頃から注意し、家族で前兆現象を確認しておきましょう。いつもと違う！初めて見た・聞いた！異常を感じたらできるだけ早く周りの人と安全な場所に避難しましょう。最寄りの役場、県土整備事務所にご連絡をお願いします。

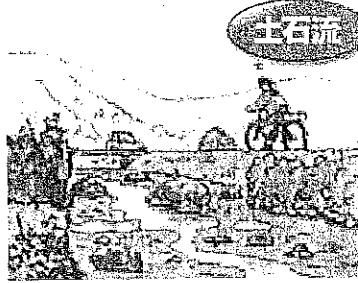
▶山鳴りかくす。  
振動する。



▶川の水が急激に濁る。  
立木が流れる。



▶雨が降り続いているの  
に川の水位が下がる。



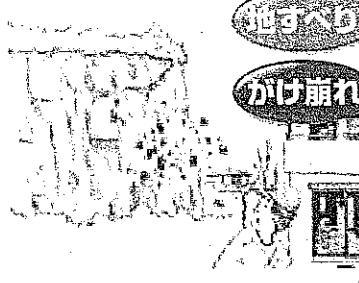
▶斜面に亀裂が入る。  
斜面がはらみ出す。



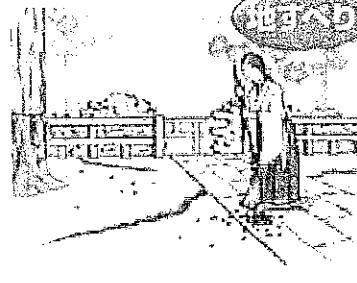
▶斜面から水が噴き出す。  
湧き水が濁る。



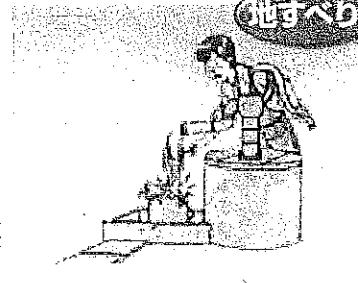
▶小石がバラバラ落ちる。  
小さな崩壊がある。



▶地面に亀裂が入る。  
コンクリートに亀裂。



▶普段きれいな井戸水が  
濁る。



こんな  
前兆現象に  
注意！

## 携帯端末を用いた防災情報の提供



### しまね防災メール

登録すれば大雨注意報や大雨警報、地震、津波など防災情報をメール配信  
<http://www.bousai-shimane.jp/m/>

しまね防災メール  
QRコード



### 土砂災害危険度情報

5キロメッシュ地図で危険度を表示  
[http://www.pref.shimane.jp/section/sabo\\_uryo/keikai/i/](http://www.pref.shimane.jp/section/sabo_uryo/keikai/i/)



### 土砂災害警戒

リアルタイム雨量  
県内123箇所の観測所の雨量を表示  
[http://www.pref.shimane.jp/section/sabo\\_uryo/i/](http://www.pref.shimane.jp/section/sabo_uryo/i/)

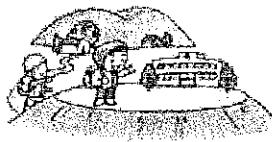
土砂災害から身を守るために  
日頃の備えと早めの避難

すぐに避難できますか？



避難用具の準備

どこへ避難しますか？



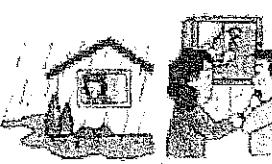
避難所、避難路の確認

いつ避難しますか？



防災情報の確認

だれと避難しますか？



声を掛け合って早めに避難

## これまでの指導監査結果の具体的指摘事項の概要 (文書での回答を求める事項も含む)

※の部分は「参考資料集」に規定例等が掲載

- 「23資料集」(平成23年度配布資料)
- 「22資料集」(平成22年度配布資料)
- 「21資料集」(平成21年度配布資料)
- 「20資料集」(平成20年度配布資料)
- 「19資料集」(平成19年度配布資料)
- 「18資料集」(平成18年度配布資料)

### [定 款] 定款変更手続 ※23資料集P21～P25

- ・定款が定款準則に則して整備されていない。
- ・常務理事、副理事長が選任されているが、定款に、常務理事、副理事長の職務権限が定められていない。
- ・定款変更に係る理事会審議後、遅滞なく定款変更認可申請や変更届が行われていない。
- ・基本財産以外の資産において、株式や公社債投資信託を保有し、管理運用がされているが、定款に定款準則第15条の（備考）3の規定が定められていない。
- ・H21年度から第二種社会福祉事業「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」が実施されているが、定款変更が行われていない。

### [理事長専決規程]

- ・理事長が専決できる事項を定めた規程が作成されていない。 ※19資料集P5～P7
- ・理事長の専決規程は作成されているが、理事長が専決できる施設長以外の重要な職員の任免に関する具体的範囲や専決できる金額等が定められていない。

### [役員報酬等]

- ・理事に対して、報酬の額や支給時期等支給要件を定めた規程等がないままに報酬が支給されている。
- ・報酬の額や支給時期等について、報酬規程に定めた内容と実態とが異なっている。
- ・役員や評議員に対して、費用弁償規程で定めた支給すべき交通費、車賃等が支給されていない。
- ・第三者委員や福祉委員、心配ごと相談員に対して、費用弁償額や支給時期等支給要件の定めた規程等がないままに費用弁償が支給されている。
- ・役員に報酬を支給するにあたって、その勤務実態を証する書類が整備されていない。

※21資料集P51

- ・役員報酬の支給にあたって、源泉徴収がなされていない。

### [登 記]

- ・資産総額の変更登記が事業年度終了後2か月以内に行われていない。

※22資料集P3

- ・資産総額の変更登記が理事会の決算認定を受けないままに行われている。
- ・理事長の重任登記がされていない。また、組合等登記令に定める所定の期限内に行われていない。
- ・公益を目的とする事業や収益を目的とする事業について、登記がされていない。

#### [社会福祉法人現況報告書]

- ・社会福祉法人現況報告書が毎会計年度終了後3か月以内に所轄庁に提出されていない。

#### [地上権・賃借権の設定等]

- ・施設の借地について、地上権又は賃借権の設定及び登記が行われていない。
- ・施設等の賃借に係る貸主との賃貸借契約が締結されていない。
- ・法人設立認可申請に伴う地上権設定登記誓約書が提出されているが、法人設立後、遅滞なく地上権設定登記がされていない。

#### [基本財産の処分・担保提供]

- ・所轄庁の承認を得ないままに基本財産が処分され、また、担保提供されている。

※23資料集P26～P31

#### [役員・評議員構成]

- ・理事について、特殊な関係にある者が定款に定める人数を超えて選任されている。  
※18資料集P12～14
- ・評議員に利用者の家族の代表が選任されていない。
- ・特定の理事について、理事会への出席が低調若しくは全く出席がない。
- ・特定の評議員について、評議員会への出席が低調若しくは全く出席がない。
- ・理事及び評議員について欠員があるにも関わらず補充がされてない。
- ・監事について、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者である者が選任されていない。
- ・評議員について、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えて選任されている。
- ・監事2名のうち、1名が欠員となっているにも関わらず補充されていない。
- ・監事について、「他の役員と親族等の特殊の関係がある者」に該当している。
- ・監事が法人運営と密接に関連する業務に従事している。
- ・選任されている監事のいずれもが、財務諸表等を監査し得る者という選任資格を満たしていない。

#### [役員・職員研修]

- ・役員研修計画が作成されていない。※20資料集P7～P8
- ・役員に対する研修が全く行われていない若しくは低調である。
- ・人権・同和問題に関する研修が行われていない。

### [役員等選任及び関係書類]

- ・改選により理事の交代があるにも拘わらず、理事長の互選が新しい理事が就任する前に行われている。
- ・改選の都度、履歴書や役員名簿、評議員名簿が整備されていない。
  - 履歴書 ※18資料集P11
  - 役員名簿・評議員名簿 ※19資料集P8～P9
- ・改選の都度、委嘱状が交付されていない。 ※19資料集P12
- ・委嘱状や就任承諾書に任期が記載されていない。 ※19資料集P12
- ・役員に対する委嘱状の交付にあたって、理事長決裁が行われていない。
- ・履歴書に本籍地が記載されている。
- ・履歴書に社会的活動歴や賞罰の欄が設けられていない。 ※18資料集P11
- ・任期途中に辞任した理事、評議員から、辞任届が徴されていない。 ※19資料集P13
- ・任期途中に辞任した理事、評議員に対して、解嘱状が交付されていない。
  - ※19資料集P14
- ・任期満了に伴う評議員選任の理事会が評議員任期満了後に行われている。
- ・法人の利害関係者が監事に選任されている。

### [理事長の職務代理者]

- ・改選の都度必要な理事長の職務代理者の指名が行われていない。
- ・利益相反する行為となる事項の契約にあたって、理事会で理事長の職務代理者が選任されていない。

### [監事監査]

- ・監査を行うにあたって、監査の主眼事項や監事監査チェックリスト等の活用などにより監査が行われていない。 ※23資料集P38～P43
- ・監査を行うにあたって、監事に対して監査資料が事前に配布されていない。
- ・監事の理事会や評議員会への出席が低調若しくは全く出席していない。
- ・監事監査が事業年度終了後2月以内に実施されていない。
- ・監事監査が監事全員により行われていない。
- ・監事監査の結果について、所轄庁に報告されていない。
- ・監事監査の結果について、理事会に報告されていない。

### [内部経理監査]

- ・経理規程に基づく内部経理監査が全く実施されていない。
- ・内部経理監査が、一部の経理区分（会計単位）しか実施されていない。
- ・内部経理監査の実施にあたって、内部経理監査チェックリスト等の活用などにより監査が行われていない。 ※23資料集P44～P49
- ・内部経理監査結果について、理事長に報告されていない。 ※18資料集P27
- ・内部経理監査担当者に、当該経理業務に従事する職員や当該法人の監事が充てられている。
- ・経理規程に基づく内部経理監査担当者が選任されていない。

### 〔事業計画・事業報告〕

- ・本部経理区分の事業計画書、事業報告書が作成されていない。

※20資料集P16～P17

- ・施設経理区分の事業計画書、事業報告書が作成されていない。

- ・施設経理区分の事業報告書について、決算書を反映させた内容とされていない。

### 〔借入金〕

- ・長期借入金の借入れに当たり、償還計画書が作成されていない。※21資料集P41

### 〔予算・決算〕

- ・年度中途において、当初予算を超えた支出があるにも関わらず予算の補正がされていない。

- ・決算において、一部の勘定科目で予算額を超えた決算額とされている。

- ・予算の裏付けのないままに、また、予算が補正されないままに事業が執行されている。

- ・予算の執行にあたって、執行同行行為が行われていない。※19資料集P27～P28

- ・予算に計上しないままに、前期末支払資金残高や積立預金の取り崩しが行われている。

- ・本部経理区分や施設経理区分の収支予算書が作成されていない。

- ・赤字決算となっているにも拘わらず要因の分析及び改善策が講じられていない。

- ・社会福祉法人会計基準で規定された様式による収支予算書や決算書が作成されていない。

- ・収支予算の作成にあたって、予算の積算内訳が作成されていない。

※20資料集P18～P21

- ・決算にあたって、各種決算附属明細表が作成されていない。

- ・決算にあたって、預貯金残高証明書が徹されていない。

- ・決算にあたって、財産目録や貸借対照表と残高証明書との不合が行われていない。

### 〔理事会・評議員会〕

- ・定款上、評議員会を設置することとなっているが、評議員が選任されず、評議員会が開催されていない。

- ・理事会や評議員会の開催通知の発出にあたり、伺文書が作成されていない。

※20資料集P22～P23

- ・理事会や評議員会に提出する資料について、事前に役員や評議員へ送付されていない。

- ・監事に対して、理事会や評議員会への開催案内がされていない。

- ・金銭の借入、理事長の専決範囲を超える契約の締結、施設長の任免等理事会で議決すべき事項について審議されていない。

- ・理事長の専決で処理した事項が理事会に報告されていない。

- ・議決権の行使が他の理事に議決権を委任する旨の書面の提出をもって行われている。

- ・評議員会が会議の成立要件を確認しないままに開催され、議案が審議されている。

- ・書面出席制度が認められていない評議員会において、書面出席の取扱いが行われている。

- ・年度前に審議・議決すべき事業計画や予算について、年度開始後の理事会で審議・議決されている。
- ・理事長の専決規程で定めのない施設長の給与等の重要な決定にあたって、理事会での審議がされていない。
- ・書面出席票に、欠席理由が記載されていない。 ※23資料集P 20
- ・理事長専決で自動更新した契約について、理事会に報告されていない。

※21資料集P 55

#### [議事録] 議事録記載例 ※21資料集P 5～P 6

- ・理事会又は評議員会に提出した資料が議事録に編綴・保存されていない。
- ・理事会、評議員会での審議の経過や審議結果、監事監査の報告、理事長の専決事項の報告、施設長の選任等について、議事録に記録されていない。
- ・書面出席した理事の書面出席票が議事録に編綴・保存されていない。
- ・書面出席した理事の議案に対する意見や賛否が議事録に記録されていない。
- ・議事録が作成されていない。

#### [人事関係帳簿等の整備]

- ・職員の出勤や退勤の状況が明らかとなる出勤簿等が作成されていない。
- ・職員採用や初任給決定、昇給等にあたって、採用の理由や初任給の算定状況等を記載した伺文書が作成されていない。 ※19資料集P 15～16
- ・職員の採用決定、辞令書及び雇用通知書の交付にあたって、伺文書が作成されていない。 ※20資料集P 24～P 29
- ・職員採用時の身元保証書に身元保証人の本籍地欄が設けられている。
- ・賃金台帳に労働日数、労働時間数、早出残業時間数、深夜労働時間数などの必要事項が記載されていない。 ※19資料集P 17
- ・労働者名簿が作成されていない。 ※19資料集P 18
- ・兼務を行う職員に対して、兼務辞令が交付されていない。
- ・退職した職員に対して、退職辞令書が交付されていない。
- ・職員に対して、労働基準法第15条に規定する労働条件が書面で明示されていない。

※18資料集P 68～71

- ・就業時間について、雇用通知書に明示している就業時間と就業実態とが異なっている。
- ・変則勤務を行う職員に対して、あらかじめ勤務表が明示されていない。
- ・就業規則に規定する勤務表が作成されていない。
- ・時間外勤務や休日勤務にあたって、勤務命令を発することを証する書面（時間外等勤務命令簿）が作成されていない。
- ・パート職員を雇い入れたときに、「昇給の有無」、「退職金の有無」、「賞与の有無」が文書の交付等により明示されていない。

#### [就業規則等の整備]

- ・就業規則の作成が必要な施設において、パート職員や臨時職員などに適用される就業規則が作成されていない。 ※18資料集P 72～75

- ・パート職員、臨時職員などに適用する就業規則に、年次有給休暇、産前産後の休暇、生理休暇、育児時間、育児・介護休暇、退職に関する事項（解雇の事由も含む）等が定められていない。
- ・就業規則が適用される職員の範囲で、施設職員は定めているが、法人本部職員については定めていない。
- ・就業規則に、男女雇用機会均等法に規定する母性健康管理に関する措置を定めていない。　※20資料集P30～P34
- ・就業規則に、改正高年齢者雇用安定法に規定する高年齢者雇用確保の措置（定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの措置）が講じられていない。

※18年度P90～P93

- ・就業規則や雇用契約書において、職員の業務上知り得た利用者等の秘密の保持義務（退職後も含む）の規定が盛り込まれていない。
- ・改正育児・介護休業法の施行に伴う育児・介護休業の規定が改正されていない。

※18資料集P82～85

- ・就業規則に、禁治産者、準禁治産者等の適切でない用語が用いられている。
- ・就業規則に定めた始業及び終業の時刻、休憩時間について、勤務実態と相異している。
- ・就業規則に、一部の職種や施設（事業所）の始業及び終業の時刻、休憩時間を定めていない。
- ・パート職員、臨時職員などに適用する就業規則に、基本となる始業及び終業の時刻、休憩時間を定めていない。　※20資料集P35
- ・退職手当共済制度に加入しているが、就業規則に退職手当の取扱いを定めていない。
- ・就業規則に、年次有給休暇の繰越規定が整備されていない。
- ・フレックスタイム制が導入されているが、就業規則にその定めがない。
- ・就業規則に、宿日直業務に関する始業及び終業の時刻について定めがない。

#### (給与規程)

- ・各種手当の支給にあたって、給与規程に手当の対象の職種や金額等支給要件の定めがないままに、また、支給額決定の決裁を受けないまま支給されている。
- ・給与規程で施設長や事務長等の給与は別に定めるとしているが、定めのないままに給与が支給されている。
- ・給与規程に定めている手当額が支給実態と相違している。
- ・給与規程で本人から通勤手当等届書を徴すると定めているにも拘わらず届のないままに通勤手当や扶養手当等が支給されている。　※21資料集P42～P44
- ・初任給を決定する要素となる初任給格付基準や標準職務表、前歴換算表などの基準が作成されていない。
- ・初任給の格付基準の内容が実態と一致していない。
- ・パート職員等に適用される給与規程が作成されていない。
- ・給与規程（パート等の職員に適用される給与規程も含む）に、賃金の締め切りの時期、支払いの時期、昇給に関する事項が定められていない。
- ・給与規程の「等級別標準職務表」等に、看護師等の職種が定められていない。
- ・給与規程に、休日勤務や深夜勤務などした場合の割増賃金に関する計算の方法が定められていない。

- ・給与規程で「給料表別表」を定めるとしているが、その別表が作成されていない。
- ・割増賃金について、給与規程で定められた算式で計算されずに支給されている。
- ・給与規程に、月給制の対象となる職員の範囲は定めているが、年俸制の対象となる職員の範囲が定められていない。
- ・年俸制で給与の支払いを受ける職員について、諸手当や給与の支払い時期などが明確にされていない。

(旅費規程)

- ・旅費規程で定めた支給すべき交通費等の旅費が支給されていない。
- ・概算で支払った旅費について、精算がされていない。
- ・職員の旅行にあたって、旅行命令簿が作成されていない。
- ・旅費規程に、旅費の計算方法が定められていない。

[労使協定、届け出]

- ・時間外勤務及び休日勤務にあたって、36協定が締結されていない。

※19資料集P19

- ・36協定が期限切れとなっているが、再協定が行われていない。
- ・自動更新規定のある36協定について、36協定を更新する旨の書面が所轄の労働基準監督署に届け出されていない。
- ・36協定について、所轄の労働基準監督署に届け出されていない。
- ・職員に対して、就業規則や36協定等各種労使協定が周知されていない。
- ・給与からの駐車場代等の法定外控除にあたって、24条協定が締結されていない。

※19資料集P20

- ・改正された就業規則等について、所轄の労働基準監督署に届け出がされていない。
- ・就業規則等（変更も含む）について、理事会で審議・議決を経ないままに所轄の労働基準監督署に届け出がされている。
- ・フレックスタイム制が導入されているが、労使協定が締結されていない。
- ・一年単位の変形労働時間制に関する協定届について、所轄の労働基準監督署に提出されていない。※21資料集P38～P39
- ・宿直業務について、宿日直勤務許可どおりに実施されていない。
- ・宿日直の許可を受けないままに宿日直業務が行われている。

[職員待遇・安全衛生]

- ・産業医、衛生管理者が選任されていない。※19資料集P21～P24
- ・産業医、衛生管理者の選任報告書が所轄の労働基準監督署に提出されていない。
- ・常時50名以上の職員を使用する職場において、衛生委員会が設置されていない。
- ・労働安全衛生規則で毎月開催が必要な衛生委員会に産業医の出席が低調である。
- ・労働安全衛生規則で毎月開催が必要な衛生委員会が毎月開催されていない。
- ・法定の年次有給休暇が付与されていない。
- ・前年未使用的年次有給休暇について、繰越がされていない。
- ・所定労働時間を超えた勤務がされている。
- ・産業医、衛生管理者が行う施設内の定期巡視について、記録がない。

### 〔職員の健康管理〕

- ・一部の職員に対して、定期健康診断が実施されていない。
- ・夜間勤務を行う職員に対して、年2回行うべき健康診断が年1回しか実施されていない。
- ・定期健康診断の結果について、記録がない。

### (保育所の健康管理)

- ・調理従事者及び乳児担当保育士以外の職員に対する検便検査が年4回実施されていない。
- ・調理従事者及び乳児担当保育士に対する（0—157の検査を含めた）検便検査が毎月実施されていない。

### 〔会計・経理〕

- ・給食材料等の物品購入や修繕工事等の実施にあたり、購入（発注）や修繕等の執行伺のないままに、また、会計責任者の決裁のないままに納入や修繕等が行われている。

※20資料集P36～P43

- ・会計責任者、出納職員が配置されていない。
- ・会計責任者、出納職員、固定資産管理責任者等に対して、理事長名による任命行為がされていない。※19資料集P25～P26
- ・会計責任者と出納職員について、同一職員が任命され、内部牽制の体制が確保されていない。
- ・通帳、印鑑の管理が同一職員により行われている。
- ・通帳、印鑑が同一金庫で保管されている。
- ・電気や水道等の共通経費の支出について、経理区分ごとに按分がされていない。

※20資料集P44～45

- ・定款の社会福祉事業の名称変更等に伴った経理規程の経理区分の整理がされていない。
- ・財務諸表間で相互に整合するべき科目の金額が一致しない。
- ・貸借対照表に会計基準第40条に規定する注記が記載されていない。
- ・貸借対照表記載の預貯金額と残高証明書記載の金額とが一致しない。
- ・積立預金が固定資産として計上されていない。
- ・減価償却をする資産について、減価償却が行われていない。
- ・月次試算表が作成されていない、若しくは作成されてはいるが理事長まで提出されていない。
- ・日々の現金の出納終了後、その残高と帳簿残高との照合・点検が行われていない。
- ・公益事業に係る財産や負債が財産目録に記載されていない。
- ・小口現金による支払いや物品の購入にあたって、職員による立替払いが行われている。
- ・金銭の支出にあたって、支出伺文書が作成されていない。また、伺文書は作成されているが、会計責任者の承認印が押印されていない。※20資料集P46
- ・金銭の収入にあたって、収入伺文書が作成されていない。また、伺文書は作成されているが、会計責任者の承認印が押印されていない。※20資料集P47
- ・固定資産物品の廃棄にあたって、理事長の承認を受けないままに処分されている。
- ・小口現金が経理規程に定める限度額を超えて保管されている。

- ・預貯金の口座名義人について、経理規程で定める理事長名義とされていない。
- ・園舎の移転改築による旧園舎の取り壊しに伴い、基本金の取り崩しが行われている。
- ・園舎の新築に伴う「国庫補助金等特別積立金」が、事業活動収支計算書の「特別収支の部」の「支出」に積立額として計上されていない。
- ・施設整備に伴う「国庫補助金等収入」が、資金収支計算書の「施設整備等による収支の部」の「施設整備等補助金収入」に計上されていない。
- ・施設整備に係る補助金収入があるにも関わらず、決算附属明細表の「補助金等収入明細表」に、施設整備に係る補助金収入が記載されていない。また、同表の「うち国庫補助金等特別積立金積立額」にも記載されていない。
- ・積立預金の取り崩しにあたって、予算に計上されないまま執行されている。

(介護保険事業等の会計・経理)

- ・介護保険事業や障害福祉サービス事業の会計について、他の事業の会計と経理区分などで区分されていない。
- ・介護保険施設・事業所における利用者に対する領収書の交付にあたって、領収書に個別の費用ごとの内容が明らかにされていない。

(授産施設・公益事業・収益事業の会計・経理)

- ・授産施設の会計について、他の会計と区分されていない。
- ・公益事業、収益事業の会計について、特別会計として処理されていない。
- ・授産施設会計で発生した剰余金について、授産事業活動に係る積立金としての処理がされていない。

(保育所の会計・経理)

- ・保育所において、当期末支払資金残高の保有率が運営費収入の30%を超えている。
- ・保育所において、保育所経理区分から本部経理区分への繰入にあたって、限度を超えて繰入が行われている。
- ・保育所において、運営費収入として計上すべき施設機能強化推進費が経常経費補助金収入として計上されている。
- ・保育所において、当期留保率が5%を超えていても拘わらず収支分析表が所轄庁に提出されていない。

[契約]

- ・経理規程で定める随意契約によることができる額の限度額について、入札契約等の取扱い通知（H12.2.17付社施第7号厚生省通知）で規定する額を定めていない。

※21資料集P53

- ・契約書の作成が省略されているが、請書が微されていない。※18資料集P33
- ・請書が微されているが、請書を微する基準が定められていない。※19資料集P29
- ・利益相反する行為となる事項の契約にあたって、理事会で理事長の職務代理者が選任されないままに契約の締結が行われている。
- ・単価契約について、単価の変更があったにも関わらず変更契約が交わされていない。

※18資料集P36

- ・経理規程で定めた随意契約によることができる金額を超える契約であるにも拘わらず、特段の理由もなく随意契約で行われている。

- ・価格による随意契約にあたって、複数の業者からの見積書が徴されていない。

※19資料集P30～P31

- ・金銭の借入や土地の賃貸借にあたって、契約書が作成されていない。

- ・契約の事務にあたって、物品購入等の理由、契約の方法、予定価格の定め、入札参加業者（競争入札の場合）、見積書徴取先（随意契約の場合）、契約書の作成（請書の徴取）などを記載した伺文書が作成されていない。

※20資料集P48～P60

- ・随意契約により契約が行われているが、伺文書に随意契約とする具体的な理由、業者選定理由、1社のみの見積もりとする場合などの理由が記載されていない。

- ・協力医療機関との委託契約が締結されていない。※19資料集P32

- ・医師との嘱託医契約が締結されていない。※19資料集P33

- ・理事長の専決の範囲を超える契約は理事会の審議・議決を経て行う必要があるにも拘わらず理事長の専決で契約の締結が行われている。

- ・施設長名により契約が締結されているが、委任の範囲を定めた辞令が交付されていない。

- ・自動更新条項のある契約にあたって、更新に係る伺文書が作成されていない。

※20資料集P61～P62

- ・交わされた契約書に、契約期間、報酬の支払時期及び方法などの必要事項が記載されていない。

#### 〔寄付金〕

- ・寄付金の受入れにあたって、寄付申込書、領収書、寄付金収入明細表、寄付金台帳が作成されていない。
- ・寄付金品の受入れにあたって、寄付申込者から寄付申込書が徴されていない。
- ・法人運営に重大な影響のある寄付金の受入れにあたって、理事会の議決を経ないままに受入れられている。
- ・寄付金品の受入れにあたって、理事長の承認を得ないままに受入れがされている。
- ・寄付金品の受領に際して、領収書が発行されていない。※21資料集P47～49
- ・寄付申込書、領収書、領収書（控）について、年度ごとに一連番号を付して処理されていない。
- ・助成を受けた慰問品購入費について、法人の会計に入れる手続きを経ないで慰問品の購入が行われている。

#### 〔個人情報〕

- ・個人情報保護に関する規程が作成されていない。※18資料集P61～67
- ・個人情報保護に関する基本方針が作成されていない。
- ・職員及び利用者並びに家族等に対して、個人情報保護規程の概要や基本方針が周知されていない。
- ・利用者及びその家族の個人情報の使用にあたり、利用者等から文書による利用目的を特定した個人情報使用の同意が徴されていない。
- ・個人情報保護規程に定める総括責任者、管理責任者、管理者の業務分担が事務分掌に

明示されていない。

- ・個人情報の漏えい等の事故発生時における施設内の報告連絡体制が整備されていない。

#### [文書・公印管理]

- ・法人、施設の運営に関する文書及び帳簿の保存、廃棄の基準が定められていない。
- ・法人や理事長、施設長の公印の取扱いを定めた規程が作成されていない。

※19資料集P48～P50

- ・法人が定めた公印規程に施設長印等の公印が登録されていない。
- ・法人印や理事長印等の管理について、管理者が定められていない。
- ・決裁済みの文書について、決裁日や施行日、浄書、発送等の決裁後の処理状況が記載されていない。

#### [情報の開示等]

- ・事業報告書、財務諸表等の自主的公表への取組みが低調である。
- ・サービスの自己評価への取り組みがされていない。

#### [苦情解決]

- ・苦情解決に関する規程が作成されていない。※18資料集P47～P57
- ・苦情解決制度の仕組みについて、施設内の掲示がされていない。また、利用者やその家族に周知されていない。
- ・苦情解決制度の掲示内容に、第三者委員の氏名・連絡先、苦情解決責任者、苦情解決担当者の氏名が掲示されていない。
- ・受け付けた苦情が記録されていない。
- ・受け付けた苦情が施設長まで報告されていない。
- ・苦情解決の結果が公表されていない。
- ・第三者委員が任命されていない。
- ・第三者委員が複数名設置されていない。
- ・第三者委員に当該法人の理事や職員、保護者会役員等が選任されている。
- ・第三者委員に対して、受け付けた苦情及び苦情解決の結果について報告されていない。

#### (介護保険施設関係)

- ・介護保険施設における苦情受付担当者に、計画担当介護支援専門員があてられていない。
- ・介護保険施設（事業所）において、利用者に対して県国民健康保険団体連合会、市町村介護保険担当課の名称及び連絡先が苦情の申し出先として周知されていない。

#### [防災対策]

- ・消防法に規定する特定防火対象施設について、防火管理者が配置されていない。
- ・消防法に規定する特定防火対象施設について、消防計画が作成されていない。
- ・土砂災害警戒区域に立地している施設において、非常災害に関する具体的計画に土砂災害への対策が盛り込まれていない

- ・年2回以上避難及び消火訓練を実施すべき施設において、避難及び消火訓練が全く、若しくは年1回しか実施されていない。
- ・利用者が寝泊まりする社会福祉施設において、少なくとも年1回実施すべき夜間又は夜間を想定した避難訓練が行われていない。
- ・宿直勤務及び夜間勤務が行われる社会福祉施設の防災訓練に、宿直者及び夜勤者が参加していない。
- ・防災訓練の記録（評価・反省を含む）が作成されていない。
- ・消防計画で掲示することとしている自衛消防隊編成表が掲示されていない。
- ・施設内に見やすい場所に避難経路図が掲示されていない。
- ・防災訓練の実施にあたって、地元の消防組織や地域住民等に対する参加要請が行われていない。
- ・施設の増築等に伴う消防計画の変更届が所轄の消防署に提出されていない。
- ・施設の管理的又は監督的な地位にある者が防火管理者に選任されていない。
- ・消防計画に規定する建物、火気使用設備等の自主点検が実施されていない。
- ・建物、火気使用設備等の自主点検結果についての記録がされていない。
- ・避難口や避難通路等に避難に支障となる物品が置かれている。
- ・消防計画で定める防火管理委員会が開催されていない。
- ・防火管理委員会の記録が作成されていない。
- ・消防計画（変更も含む）について、理事会で審議・議決を経ないままに所轄の消防署に届け出がされている。
- ・夜間の連絡体制が確立されていない。
- ・非常災害対策の基本となる消防計画について、内容の異なる消防計画が2種類整備されている。

#### (介護保険施設等関係)

- ・介護保険施設や養護老人ホームにおいて、風水害に対処するための計画が定められていない。

#### (児童福祉施設関係)

- ・児童福祉施設において、児童福祉施設最低基準第6条第2項に規定する避難及び消火に対する訓練が毎月1回実施されていない。
- ・指定知的障害児施設において、風水害に対処するための計画が定められていない。

#### (障害者福祉施設関係)

- ・消防法の適用を受けない共同生活援助事業所において、運営基準に定める非常災害に関する具体的計画が作成されていない。
- ・消防法の適用を受けない共同生活介護・共同生活援助事業所において、運営基準に定める避難、救出その他必要な訓練が全く実施されていない。
- ・指定障害福祉サービス事業所において、風水害に対処するための計画が定められていない。

#### [利用者待遇・待遇計画・支援計画]

##### (保育所)

- ・保育計画が作成されていない。

- ・週案や日案、また、期間ごとの指導計画が作成されていない。
- ・保育指導日誌の一部について、保育指導の記録がされていない。
- ・事務日誌が作成されていない。

(養護老人ホーム)

- ・生活相談員の業務とされている処遇計画の作成が支援員により行われている。
- ・入所者又はその家族に対し処遇計画の内容について、説明が行われず、同意を得ていない。

(介護保険施設・事業所)

- ・短期入所療養介護事業所及び短期入所生活介護事業所において、4日以上継続して利用する短期入所利用者に対して、入所の都度サービス計画が作成されないままに、サービスの提供が行われている。
- ・介護老人保健施設において、介護サービス計画が介護支援専門員以外の職員により作成されている。
- ・介護老人保健施設において、身体拘束を行う際の開始日時及び解除予定時期が診療録に記録されていない。
- ・認知症対応型グループホームにおいて、各ユニットの計画作成担当者が作成すべき介護サービス計画が管理者により作成されている。
- ・介護サービス計画が作成されないままにサービス提供が行われている。
- ・介護サービス計画について、利用者又は家族に対して交付がされていない。
- ・介護サービス計画について、利用者又は家族への説明が行われず、同意が得られていない。
- ・介護サービス計画について、定期的な見直しがされていない。
- ・介護サービス計画の作成及びその見直しにあたって、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、各分野の専門的な見地からの意見の聴取がされていない。
- ・通所リハビリテーションにおいて、個別リハビリテーション計画について本人及び家族への説明が行われず、同意が得られていない。
- ・通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションが当該事業所以外の医師の指示により実施されている。
- ・通所介護サービスにおいて、介護サービス計画に基づくサービスの実施状況及び目標の達成状況に係る記録がされていない。
- ・居宅介護支援事業所における要介護認定及び要介護状態の更新時（変更認定時）において、計画担当介護支援専門員によるサービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について専門的な見地からの意見の聴取がされていない。
- ・居宅介護支援事業所における居宅サービス計画の実施状況の把握にあたって、少なくとも1月に1回の利用者宅への訪問面接がされていない。また、1月に1回のモニタリングの結果が記録されていない。
- ・身体的拘束の廃止の検討にあたり、組織的検討を行うべく身体拘束廃止委員会等が設置されていない。
- ・身体的拘束を行うにあたり、事前に家族等に説明が行われず、同意が得られていない。
- ・身体的拘束を行うにあたり、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由が記録されていない。また、その経過記録が作成されていない。

- ・介護保険施設において、入所者に対して、週2回以上実施すべき入浴又は清拭が行われていない。
- ・介護老人福祉施設において、夜間及び深夜における適正な勤務体制が確保されていない。

#### (障害者施設・事業所)

- ・個別支援計画の見直しが行われていない。
- ・個別支援計画作成後の定期的な見直し（少なくとも6か月に1回以上）が遅延している。
- ・個別支援計画の策定や見直しにあたって、保護者への説明がされていないし、また、書面による利用者からの同意が得られていない。
- ・障害福祉サービス事業所において、個別支援計画の作成がサービス管理責任者以外の職員により行われている。
- ・生活介護事業所において、嘱託医の勤務記録が作成されていない。
- ・運営規程の概要や利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所の見やすい場所に掲示されていない。
- ・サービスの自己評価が行われていない。
- ・実習生に支払う工賃から施設手数料が徴収されているが、手数料の積算根拠が明らかにされていない。
- ・作業工賃の支給にあたって、工賃支給の取扱いを定めた規程が作成されていない。
- ・旧法施設支援費に含まれている共有スペースの光熱水費について、利用者から徴収されている。
- ・実習生の受入にあたって、施設と実習生受入先企業との契約が締結されていない。
- ・サービス提供記録表に、利用者の確認印が押印されていない。
- ・利用者の入院時や外泊時において、光熱水費が徴収されている。
- ・短期入所サービスを利用した利用者へのサービス提供の記録が作成されていない。
- ・身体的拘束を行うにあたり、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由が記録されていない。また、その経過記録が作成されていない。
- ・他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ当該利用者又はその家族から同意が得られていない。
- ・障害福祉サービス事業において、利用契約にあたり契約が締結されていない。
- ・就労継続支援事業において、サービス提供にあたり契約が締結されていない。
- ・共同生活介護・共同生活援助事業について、事業ごとの勤務表が作成されていない。
- ・授産施設の利用者から、施設の維持管理に必要な経費が徴収されているが、その積算根拠が明らかにされていない。

#### 〔介護報酬〕

- ・居宅介護支援事業所において、居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会等を行っていない場合、月1回利用者宅を訪問し面接を行っていない場合のほか、モニタリングの結果を記録していない状況が3か月以上継続している場合にも拘わらず、減算した請求が行われていない。

- ・通所介護事業所において、機能訓練指導員が不在の日にサービス提供が行われたにも拘わらず、機能訓練加算が算定されている。
- ・介護老人福祉施設において、機能訓練指導員が兼務で従事しているにも拘わらず、訓練指導員加算が算定されている。
- ・介護老人保健施設において、食事せんが発行されないままに特別食加算が算定されている。
- ・通所リハビリテーションにおいて、個別リハビリテーション加算の算定にあたり、診療録に当該利用者がリハビリを必要とされた状態の原因となった疾患名が記載されていないままに介護報酬が請求されている。
- ・通所リハビリテーションにおいて、個別リハビリテーション計画を作成していない期間であるにも拘わらず、個別リハビリテーション加算が算定されている。

#### 〔自立支援給付費〕

- ・法定代理受領により市町村から介護給付費や訓練等給付費を受けた場合、利用者に対して介護給付費や訓練等給付費の額が通知されていない。
- ・食費の費用徴収単価が1日単位で設定されているため、提供実績のない食事代が徴収されている。

#### 〔利用者健康管理〕

- ・年2回以上実施すべき定期健康診断が全く若しくは年1回しか実施されていない。

##### (保育所関係)

- ・保育所において、必要な常備薬が整備されていない。また、使用期限を過ぎた常備薬が保管されている。
- ・児童の健康診断の結果について、記録がされていない。

##### (介護保険施設関係)

- ・介護保険施設において、入所者の健康手帳に医師が行った入所者の健康管理に関する記録がされていない。

##### (養護老人ホーム)

- ・嘱託医による健康管理業務について、嘱託医契約書どおりに行われていない。

#### 〔運営規程の整備〕

##### (施設共通)

- ・運営規程の作成が必要な施設・事業所において、運営規程が作成されていない。

※20資料集P63～P69

- ・運営規程に収容、禁治産者等適切でない用語が用いられている。

##### (介護保険施設・事業所)

- ・運営規程に、身体的拘束等を行う際の手続きや職種、職務内容、員数等が定められていない。
- ・通所介護事業所において、運営規程に定めた通所介護の内容及び利用料その他の費用において、通常の地域を超える交通費の徴収の起点及び費用（例えば、利用料は〇km当たり〇円）が明らかにされていない。

- ・居宅介護支援事業所において、運営規程に定めた利用料等において、自動車を利用した場合の交通費が、通常の事業の実施地域を越えた地点（例えば、利用料は〇km当たり〇円）からと規定すべきところを、本所からと規定されている。
- ・事故発生時の対応に関する事項を定めたマニュアル（規程）が作成されていない。
- ・身体的拘束を行う際の手続きに関する事項を定めたマニュアル（規程）が作成されていない。
- ・運営規程が変更されているが、県に変更届が提出されていない。
- ・運営規程に規定されている職員の職種、員数、利用定員、サービス提供時間等について、実態と相違している。

#### (障害者施設)

- ・運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」、「従業者の職種、員数及び職務の内容」、「支援の内容及び受領する費用の額」、「その他施設の運営に関する重要事項」が定められていない。
- ・事故発生時の対応に関する事項を定めたマニュアル（規程）が作成されていない。
- ・授産施設利用者に対して工賃が支給されているが、工賃の支給基準等を定めた規程が作成されていない。
- ・運営規程で「別に定める」としているが、その定めがない。
- ・運営規程と重要事項説明書の内容について、一致しない事項がある。
- ・虐待防止に関するマニュアルが作成されていない。

#### (保育所)

- ・運営規程が変更されているが、県に変更届が提出されていない。
  - ・運営規程に、事務長、副施設長、園長補佐の職種、職務内容が定められていない。
- #### (社会事業授産施設)
- ・運営規程が変更されているが、県に変更届が提出されていない。
  - ・運営規程に、職員定数等の必要事項が定められていない。

### [施設の運営管理体制の整備]

#### (職員研修)

- ・研修計画が作成されていない。※20資料集P7～P8
- ・職員研修の結果について、復命がされていない。
- ・人権・同和問題等の研修が実施されていない。
- ・食中毒の発生や感染症のまん延を防止するための研修が実施されていない。
- ・虐待防止に関する研修が実施されていない。
- ・パート職員に対する研修が実施されていない。
- ・施設外研修に比較し、施設内研修が全く実施されていない。

#### (職員配置)

- ・生活相談員や施設長等有資格者を配置すべき職種について配置がされていない。

#### (業務分担表)

- ・各職員の業務内容を定めた職務分担表が作成されていない。

※19年度資料集P34～37

- ・職務分担表に、現金、預貯金通帳の各管理責任者の業務が定められていない。

#### (決裁行為)

- ・職員の出張、休暇等にあたり、書面での届出、決裁がされていない。
- ・職員会議の記録票が施設長まで報告・決裁されていない。

#### (会議録の整備)

- ・職員会議や処遇会議等の会議録が作成されていない。※20資料集P70
- ・職員会議や処遇会議等に提出した資料が会議録と併せて保存されていない。

#### (障害者施設)

- ・知的障害者施設において、廊下やトイレ等に常夜灯が設置されていない。
- ・身体障害者施設において、夜勤職員から日勤職員への事務の引き継ぎが日勤職員の勤務時間内に行われていない。
- ・施設長の交代があったにも拘わらず、県に変更届が提出されていない。
- ・精神障害者社会復帰施設への利用申込にあたって、利用者から主治医意見書が徴されていない。
- ・職員配置基準に基づいた職員が配置されていない。

#### (介護保険施設・事業所)

- ・介護保険施設において、毎月1回程度開催すべき感染症対策委員会、食中毒予防対策委員会が毎月開催されていない。
- ・身体拘束廃止委員会に施設長等の幹部職員や介護支援専門員の出席が低調である。
- ・事故防止委員会や感染症等対策委員会に一部の職種しか参加がされてない。
- ・運営基準で規定された職員について、その員数や職種が配置されていない。
- ・苦情受付担当者に計画担当介護支援専門員があてられていない。
- ・職員の日々の勤務体制を明確にした勤務表が作成されていない。
- ・介護老人保健施設において、介護支援専門員が介護職員と兼務しているが、勤務表でそれぞれの勤務時間が明らかにされていない。
- ・ブザーの設置が必要な居室について、ブザー又はこれに代わる設備が設置されていない。
- ・介護老人福祉施設において、入所者が使用する薬が入所者の自由に入りできる場所に保管されている。また、薬が保管されている医務室に施錠がされていない。
- ・介護老人福祉施設において、年金状況届や高額介護サービス費等の申請の代行業務にあたって、書面による業務依頼がされていない。
- ・介護老人福祉施設において、利用者の被保険者証に入居、退去の年月日が記載されていない。
- ・介護老人福祉施設等におけるサービス提供に係る事故発生について、記録がされていない。また、施設長まで報告されていない。
- ・介護老人福祉施設等におけるサービス提供に係る事故発生について、当該市町村への報告がされていない。また、報告が遅れている。
- ・居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所において、居宅サービス計画書や訪問介護計画書等の記録がその完結の日から2年間保存されていない。
- ・汚物処理室の使用にあたって、専用の履き物が用意されていない。
- ・特別養護老人ホームの居室の一部のベッドが短期入所生活介護のベッドとして利用されている。

### (保育所)

- ・早朝、夕刻の時間帯において、保育士1名により保育が実施されている。
- ・保育の勤務ローテーションに、保育士以外の職員が充てられている。
- ・保護者の保育ニーズが把握されないままに、年度末や年度初め、土曜日の午後、卒園式などにおいて、一斉休所が行われている。
- ・保護者の保育ニーズが把握されないままに、土曜日の午後の保育時間が短縮されている。
- ・汚物処理容器が児童の手の届く場所に設置されている。
- ・高い場所に置かれている荷物等について、転落防止等の安全対策が講じられていない。
- ・毎月1回行うべき遊具や設備等の安全点検が全く若しくは定期的に実施されていない。
- ・遊具等の点検結果について、記録が作成されていない。※18資料集P58~60
- ・不審者等に対する門や出入口、鍵等の安全管理に関する点検が行われていない。また、不審者等への対応マニュアルが作成されていない。
- ・玄関に来所者用の入口・受付が明示されていない。
- ・職員会議に出席した職員の食事代が施設会計から支出されている。
- ・通常の保育時間内での保育の実施にあたって、軽食代が利用者から徴収されている。
- ・トイレや手洗い場の手ふき用タオルが共用で使用されている。
- ・医務室が設置されていない。
- ・設備の用途変更にあたって変更届出書が提出されていない（例・医務室→乳児室）
- ・トイレの手洗い場に石けんが用意されていない。
- ・児童の健康診断で行う寄生虫検査や尿検査の検査料が利用者から徴収されている。
- ・地域住民に対して、保育に関する情報が提供されていない。
- ・実費徴収の通園バスの利用料金について、その積算根拠が不明確となっている。
- ・緊急時の関係機関への連絡方法が定められていない。

### (生活保護施設)

- ・入所人員が恒常的に定員を超過している。

### (母子生活支援施設)

- ・休日や夜間の勤務体制として宿直体制が確保されていない。

### 〔重要事項説明書〕

- ・重要事項説明書の作成が必要な施設・事業所において、重要事項説明書に「事故発生時の対応」、「施設の運営方針・目的」、「秘密の遵守」、「利用料金」、「非常災害対策」等が盛り込まれていない。
- ・障害福祉サービス事業における重要事項説明書に、「虐待防止の措置に関する事項」が盛り込まれていない。
- ・記載された重要事項説明書の内容と実態とが異なっている。

### 〔重要事項等の掲示〕

- ・重要事項等の掲示が必要な施設・事業所において、重要事項が掲示されていない。
- ・重要事項等の掲示が必要な施設・事業所において、重要事項が利用者の見やすい内容とされていない。又は見やすい場所に掲示されていない。

### [利用者預り金]

- ・利用者預り金の取扱いに関する規程が作成されていない。
- ・施設長による収支状況の点検が毎月行われていない。
- ・入所者（必要に応じて家族）に対して行う収支状況の報告が、規定どおり行われていない。
- ・入所者等からの預り金の収支状況の確認にあたって、書面での確認印等が徹されていない。
- ・利用者の現金等管理にあたって、利用者等から書面での保管依頼がされていない。
- ・現金等の保管依頼にあたって、保管依頼書に依頼内容が記載されていない。
- ・印鑑について、管理責任者による管理が不十分である。
- ・施設（事業所）において、預り証の控が保管されていない。
- ・預り金の出納管理にあたって、個人別の管理台帳が作成されていない。
- ・利用者から出納管理に要する費用が徴収されているが、出納保管に要する費用の積算根拠が明確にされていない。
- ・預貯金通帳保管責任者、印鑑保管責任者、総括管理責任者等に対して、任命行為がされていない。
- ・預り金規程について、県通知「利用者預り金等の取扱いに関する基本的事項」に規定する事項が盛り込まれていない。
- ・利用者等との現金授受の際の、複数の職員による立会がない。また、立会した職員の署名等が行われていない。

### [遺留金品]

- ・遺留金品の家族等への引き渡しについて、個人別処遇記録票に作成されていない。

### [給食運営]

#### (保存食関係)

- ・調理済み食品及び原材料について、保存食用が保存されていない。
- ・調理済み食品及び原材料について、-20度以下で、2週間以上保存されていない。
- ・保存食を保存する冷凍庫に、温度計が設定されていない。

#### (嗜好調査・検食等関係)

- ・嗜好調査、残食調査が実施されていない。
- ・検食が利用者の喫食後に行われている。
- ・残食調査や検食の結果について、記録がされていない。
- ・検食簿に、検食の時刻が記録されていない。
- ・検食や残食調査の結果について、施設長まで報告されていない。
- ・栄養士、調理員以外の職種による検食が行われていない。

#### (給食会議関係)

- ・給食会議に施設長等の幹部職員の出席が低調である。
- ・給食会議が全く開催されていない。
- ・定期的に開催するとしている給食会議が定期的に行われていない。
- ・給食会議等の記録が作成されていない。

**(帳簿の整備)**

- ・保育所において、「調味料による食塩摂取状況」が作成されていない。

**(給食の業務委託関係)**

- ・給食業務の業者委託にあたって、給食業務委託契約書で定められた給食会議等が定期的に開催されていない。
- ・給食業務の業者委託にあたって、施設側が行うべき検収や喫食調査が行われていない。
- ・給食業務委託契約書について、厚生労働省通知で規定された事項が盛り込まれていない。
- ・給食業務委託契約書において、施設側が整備すべき「献立作成基準」や「衛生面の遵守事項」等が作成されていない。

**(介護保険施設関係)**

- ・特別食の食事せんに、カロリーが記載されていない。
- ・栄養ケアマネジメントについて、3か月に一度の見直しがされていない、若しくは見直しの時期が遅れている

**(保育所関係)**

- ・タンパク質性食品の摂取について、基準を上回った摂取量となっている。
- ・調味料からの塩分摂取について、基準を上回った摂取量となっている。
- ・カルシウムの摂取について、不足ぎみとなっている。
- ・2週間以上貯蔵して使用する食品について食品受払出簿が整備されていない。

**[車輌管理]**

- ・施設で使用する車輌について、使用状況を明らかにした書類（例：自動車使用簿）が作成されていない。